

社会福祉法人 鎌倉静養館

法人役員等報酬規程

2017（平成29）年6月9日

社会福祉法人鎌倉静養館 法人役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鎌倉静養館（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、法人の職員を兼ねる常勤の理事には、これを支払わないものとする。

	報 酬（日額、源泉徴収後）	費 用 弁 償
役員出席報酬等	3, 0 0 0円	交通費実費相当とする。

2 役員が理事会及び評議員会以外の日において、理事の職務を執行する場合、又監事の職務を執行する場合は、上記により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬（日額、源泉徴収後）	費 用 弁 償
評議員会出席報酬等	3, 0 0 0円	交通費実費相当とする。

4 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときには、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、法人の職員が委員を兼ねる場合には、これを支払わないものとする。

	報 酬（日額、源泉徴収後）	費 用 弁 償
評議員選任・解任委員会出席報酬等	3, 0 0 0円	交通費実費相当とする。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、旅費規程により旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(常勤役員の勤務報酬等)

第5条 理事長並びに常勤役員が法人の職員を兼務する場合は、職員給与規程に基づき給与を支給する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は評議員会において定める。

附 則

1. この規程は、2017年6月9日から施行する。